平成２８年（フ）第４８３号
神戸市兵庫区下沢通５丁目４番14―701号
破産者　宮本　利恵
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５０号
神戸市東灘区御影郡家１―20―９―304、住民票上の住所神戸市東灘区本山町北畑字ザクガ原657番地の40　ロワ・ヴェール岡本1103号
破産者　仲　　紀香
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９３号
兵庫県姫路市網干区津市場637番地
破産者　治田　公良
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２１５号
北九州市小倉北区井堀３丁目３番５号
破産者　前田美由紀
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１号
広島市南区東雲本町２丁目９―24スタープラザ東雲203号室、前住所熊本市中央区京町２丁目12番26号　こりーな京町304号
破産者　糀本　芳郎
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１２号
熊本県菊池郡大津町大字室2147番地１　マヤハウスＮｏ．２　203号、開始決定時の住所熊本県菊池郡大津町大字室564番地　ことぶき荘101号
破産者　峰　貴美代
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６２号
茨城県常陸大宮市泉512番地の４　センティナリーハイツ101
破産者　木根　孝敏
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６５号
茨城県ひたちなか市勝田本町８番８号　本町アパート大谷
破産者　石川　秀明
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８７号
岐阜県多治見市音羽町４丁目77番地　第２日栄ビル
破産者　平田　明美
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２６０号
大津市見世２丁目２番32号
破産者　麻生　俊秋
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目４番１―203号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目13番１―603号
破産者　松山　　茂
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目９番13号
破産者　木下　浩之
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５１号
兵庫県芦屋市松浜町８番18―120号、前住所兵庫県芦屋市楠町15番５―609号
破産者　林　　浩介
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―802号
破産者　藤田　淳一
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―802号
破産者　藤田まゆり
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８１号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目23番10号
破産者　三田麻紀子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０５号
広島市西区己斐中３丁目26番５号
破産者　真田　有加
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
山口県下関市稗田中町20番18号、前住所山口県下関市大字吉母389番地
破産者　大濵勝情公
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
北九州市小倉北区真鶴１丁目８番６号
破産者　冨野　真悟
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部